

法人しもだて



一般社団法人 下館法人会 第87号(総会特集) 令和2年7月

新型コロナウイルス感染拡大
防止対策のため少人数で実施！

令和2年度

第36回 通常総会開催

令和2年度の通常総会は、6月15日(月)午後5時から、筑西市のダイヤモンドホールにて、会員18名の出席により開催しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご来賓の皆様のご招待を避けるとともに、表彰式、記念講演会及び異業種交流会を中止し、通常総会のみで開催となりました。

岩崎会長からは、「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベント開催及び外出の自粛により、国内経済が停滞し、多くの中小事業者の死活問題になっている。『緊急事態宣言』が解除されたが、まだまだ予断を許さない状況が続いている。当法人会の現状は、会員減少が最大の問題であり、この1年間に120社が退会し、加入率も50%を切った。さらに、この感染症により事業を断念する企業が発生しないか大変心配している。法人会の事業としては、ウイルス対策を行いながら、どのような

事業活動が可能かを検討したい。そして、会員企業の皆様も、この困難な事態と一緒に乗り越えていきましょう。」との挨拶がありました。



議事審議では、上程された議案すべてが承認可決されました。

<総会議事>

1.令和元年度 事業報告・収支決算報告承認の件

<報告事項>

1.令和2年度 事業計画・収支予算報告の件

2.令和元年度 公益目的支出計画実施報告の件

◆全国大会(10月:岩手大会)、青年の集い(11月:島根大会)、女性フォーラム(11月:愛媛大会)のすべてが、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止になりました。

も く じ

第36回通常総会	1
役員功労者表彰	2
令和元年度事業報告	3
組織状況・新入会員名簿	4
正味財産増減計算書・福利厚生制度	5

緊急経済対策における税制上の措置	6・7
税務署人事異動	8
青年部会連絡協議会	8
租税教室開催計画・女性部会	9
税制委員会・総会開催状況・編集後記	10

ホームページ <http://shimodate-hojinkai.com/> メールアドレス honkai@shimodate-hojinkai.com

インターネットセミナーは会員ID:hj0613

パスワード:2806でアクセスください

法人会

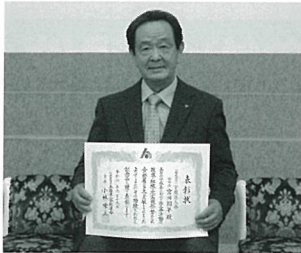
消費税期限内納付

推進運動

表 彰 状 受 賞 者 名 簿

法人会の運営及び活動に功労があった方に対し『公益財団法人全国法人会総連合会長』及び『一般社団法人茨城県法人会連合会長』より、それぞれ表彰状が贈られました。(以下参照)

公益財団法人全国法人会総連合会長 表彰状(2名)



▲宮川建材株式会社
宮川 国平 様
(桜川地区会)



▲株式会社木城製作所
木城 弘明 様
(下館地区会)

当法人会の事業遂行に多大な貢献をし、その功績が顕著であった方に対し、『一般社団法人下館法人会長 表彰状』及び『感謝状』が贈られました。

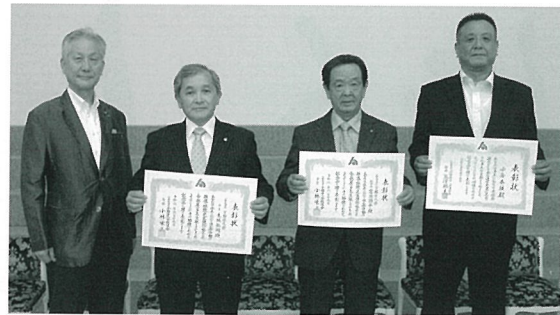
また、会員増強運動・大型保障制度推進員表彰の表彰対象地区会及び表彰者は以下の通り。

一般社団法人下館法人会長 表彰状

- ・株式会社本沢プリント工業
石黒 敬三 様 (結城地区会)
- ・太昭工業株式会社
田中 昭一 様 (下妻地区会)
- ・有限会社杉田建築設計事務所
杉田 次夫 様 (下妻地区会)
- ・株式会社釜倉屋
倉持 功典 様 (常総地区会)
- ・大洋建設有限会社
市村 洋 様 (桜川地区会)
- ・株式会社田口建設
田中 伸 様 (桜川地区会)

大型保障制度優秀推進員表彰

- 大同生命保険株式会社 小沼 真知子 様
- 菊池 澄子 様、関 美代子 様



▲岩崎会長と
受賞者の皆様

一般社団法人茨城県法人会連合会長 表彰状(2名)



▲小西株式会社
小西 泰雄 様
(結城地区会)



▲旭建設工業株式会社
柴 孝光 様
(下妻地区会)

一般社団法人下館法人会長 感謝状

- ・アキラ建設株式会社
志賀野明範 様 (下館地区会)
- ・株式会社柴建設
柴 直樹 様 (下館地区会)
- ・株式会社和敬会
武井 宏樹 様 (下館地区会)
- ・株式会社青柳製作所
青柳 欽也 様 (筑西地区会)
- ・有限会社枝興業
枝 光宏 様 (筑西地区会)
- ・一言主神社
大塚 裕一 様 (常総地区会)
- ・倉田建材有限会社
倉田 進一 様 (常総地区会)

会員増強運動優秀地区会賞

- | | | |
|-----------|----|--------|
| 加入率優秀地区会賞 | 金賞 | 八千代地区会 |
| | 銀賞 | 下館地区会 |
| | 銅賞 | 結城地区会 |
| 新規法人獲得賞 | 金賞 | 下妻地区会 |
| | 銀賞 | 下館地区会 |
| | 銅賞 | 結城地区会 |

令和元年度 事業報告

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

1. 事業概況

平成25年4月の一般社団法人（非営利型）への移行から7年が経過しましたが、経済情勢の変化に伴う事業所の廃止等により、会員数が年々減少し組織率の低下及び会費収入減による財政問題が生じており、組織対策が喫緊の問題となっています。

このような厳しい状況の中、税務当局等と連携を図りながら「税の啓発事業」及び「地域社会貢献事業」の公益事業を中心として、税務・経営研修会や各種事業を積極的に実施して参りました。

主な事業の概要は、次のとおりです。

(1)税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業（公益事業：継続1）

下館税務署との共催による「決算期別説明会」、「改正税法説明会」、「新設法人説明会」など、一般の方を対象とする各種説明会を開催し、適正な申告納税を目指すとともに、会報誌「しもだて」による情報の提供を行いました。また、租税教育活動としては、青年部会が管内13小学校で租税教室を開催し、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、管内27小学校の6年生から819点の応募があり、いずれも着実に事業を拡大しております。

さらに、税制改正に関する提言活動では、税制改正に関するアンケート調査の実施及び5市1町の首長に対する要望活動を実施しました。また、全国大会、全国女性フォーラム及び全国青年の集いに積極的に参加しました。

(2)地域経済・社会貢献事業（公益事業：継続2）

本会及び各地区会等において、企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的に、多様な研修会・講演会を開催しました。また、地域社会への貢献として、各地区会等にて献血活動、地域清掃活動、イベント及びチャリティー募金活動などを実施しました。

(3)会員支援事業

本会及び各地区会等が、それぞれ異業種交流会を目的とする交流会、ゴルフ大会、視察研修会等を実施しました。また、福利厚生事業として、会員企業の法人会福利厚生制度の普及と推進を行うほか、生活習慣病健診を実施しました。

(4)管理事業

上記の事業を展開するために、総会・理事会・委員会等を開催し、事業の円滑化を図って参りました。



2. 組織の状況

地区会	H31. 4. 1現在			6月末	令和元年度		R2. 3. 31現在	
	法人数	会員数	加入率		増	減	会員数	加入率
下 館	1,242	703	56.6%	1,199	6	18	691	57.6%
筑西(関城)	316	166	52.5%	811	3	20	369	45.5%
筑西(明野)	216	98	45.4%					
筑西(協和)	261	122	46.7%					
結 城	1,020	529	51.9%	1,010	5	18	516	51.1%
下 妻	904	446	49.3%	896	8	17	437	48.8%
常 総	1,251	528	42.2%	1,257	3	22	509	40.5%
桜 川	793	381	48.0%	776	2	19	364	46.9%
八千代	432	264	61.1%	426	3	6	261	61.3%
合 計	6,435	3,237	50.3%	6,375	30	120	3,147	49.4%

新 入 会 員 (平成31. 4. 1 ~令和2. 3. 31)

◆下館地区会

株式会社KRC茨城支社
 茨城トヨペット株式会社
 中村商事株式会社
 株式会社フジ工務店
 株式会社ピットモータースジャパン
 Dears小山店

◆筑西地区会

コスメティックケルン
 有限会社榎戸鍔金商会
 有限会社ソーイング広沢

◆結城地区会

結城ブリッジ株式会社
 岩瀬工業所
 有限会社鈴木農場
 有限会社グローブ
 有限会社佐野製作所

◆桜川地区会

有限会社サンエス工芸
 グランドデザイン株式会社

◆下妻地区会

株式会社スカイウェブ
 有限会社茨城ワーク
 株式会社筑波銀行／たかさい支店
 日本郵便株式会社／高道祖郵便局
 株式会社江戸金商店
 藤倉製パン
 株式会社塚田工務店
 中山工業

◆常総地区会

株式会社松枝電気商会
 株式会社AUTO・M2
 有限会社野菜クラブ

◆八千代地区会

有限会社秀豊
 松田製茶
 株式会社佐藤工業

以上 新規会員 30 社

正味財産増減計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	17,640,000	18,466,000	-826,000
② 事業収益	7,641,547	8,854,459	-1,212,912
③ 受取補助金等	14,015,350	12,856,700	1,158,650
④ 受取負担金	4,649,500	4,838,000	-188,500
⑤ 受取寄付金	176,020	179,991	-3,971
⑥ 雑収入	2,732,164	3,019,440	-287,276
【経常収益計】	46,854,581	48,214,590	-1,360,009
(2) 経常費用			
① 事業費	27,250,418	28,779,215	-1,528,797
② 管理費	17,298,176	21,543,977	-4,245,801
【経常費用計】	44,548,594	50,323,192	-5,774,598
【当期経常増減額】	2,305,987	-2,108,602	4,414,589
2. 経常増減外の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,305,987	-2,108,602	4,414,589
一般正味財産期首残高	25,378,044	27,486,646	-2,108,602
一般正味財産期末残高	27,684,031	25,378,044	2,305,987
II. 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	27,684,031	25,378,044	2,305,987

あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

経営者大型総合保障制度

<会社をお守りするトータル保障プラン>

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、働けなくなった場合の
リスクに備えるための制度をご用意しています。

団体料率の適用により割安な保険料を実現!

死亡へのそなえ

総合型V
Rタイプ重度の身体障がい
状態へのそなえ総合型V
Tタイプ重大疾病への
そなえ

Jタイプ

ケガ・病気による
入院へのそなえ

Mタイプ

〔取扱会社〕大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

経営を取り巻く様々な
リスクから企業を守る!



Business Guard

〔取扱会社〕AIG損害保険株式会社 ☎03-6848-8500
9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

企業向け第三者賠償責任保険

スターズ
STARs
(事業総合賠償責任保険)

火災と地震災害に備える

**プロバティガード
+ 企業地震保険**
(企業財産保険|財物損害補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策

情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

個人のための保障制度

従業員の方々がご加入いただけます!

お一人様からでも集団取扱の割安な保険料でご契約いただけます

※がん保険・医療保険・就労所得保障保険・定期保険が対象です。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

個人のための保障制度

・就労所得保障保険 ・定期保険
・終身保険 ・介護保険もあります。

〔取扱会社〕アフラック ☎0120-876-505
9:00～17:00(土・日・祝日を除く)

アフラック 法人会



ネット医療相談サービスをご利用いただけます

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
病気や身体の気になることを、インターネットで
月1件無料相談できます。

本サービスはアフラックの提携先(㈱メディカルノート)が
提供します。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート
support@medicalnote-qa.jp



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和 2 年 4 月 30 日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで 1 年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和 2 年 2 月から納期限までの一定の期間（1 カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね 20% 以上の減**）した場合について 1 年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

【申請手続】

令和 2 年 6 月 30 日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が 1 億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が 1 億円超 10 億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が 10 億円を超える法人など）の 100% 子会社及び 100% グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は 7 %（資本金が 3,000 万円以下の法人は 10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和 3 年 3 月 31 日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和 2 年 4 月 30 日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの期間の内、**一定期間（1 カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね 50% 以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
 - （注 1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 - ▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から 2 カ月
 - ▷ 個人：課税期間の翌年の 3 月末
 - （注 2）国税通則法 11 条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を 2 年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件

- ▷対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加
 - ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
 - ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
- ※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**
- ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件

- (1) **住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）**
 - ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
- (2) **既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）**
 - ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
 - ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・**自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長**

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・**耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化**

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・**文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用**

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



下館税務署・人事異動速報

令和 2 年 7 月 10 日 国税庁の人事異動があり下館税務署関係では次の通り異動がありました。(敬称略)

職 名	異 動 前		異 動 後	
	氏 名	異 動 先	氏 名	前 任 官 署
署 長	イビ ツネオ 井比 常夫	退 職	キクチ ミツル 菊池 満	潮来署 署長
副 署 長	ヤノ ナオキ 矢野 直樹	(留 任)	ヤノ ナオキ 矢野 直樹	(留 任)
総務課長	カトウ フミコ 加藤 文子	(留 任)	カトウ フミコ 加藤 文子	(留 任)
総務課補佐	マツモト マサル 松本 勝	局 課税第二部 資料調査第二課 主査	アライ マサエ 荒井 雅恵	下館署 管理運営第一部門 総括上席国税調査官
管理運営 第一統括官	オチアイ ミツオ 落合 光夫	(留 任)	オチアイ ミツオ 落合 光夫	(留 任)
徴収統括官	ヒラハラ キョウキ 平原 清行	局 徴収部 特別整理総括 第二課 評価公売専門官	コダマ シュウイチ 小玉 秀市	熊谷署 徴収部門 統括国税徴収官
個人課税 第一統括官	サカイ クニヒコ 酒井 邦彦	(留 任)	サカイ クニヒコ 酒井 邦彦	(留 任)
資産課税 統括官	モリ ワタル 森 渉	越谷署 資産課税第一部門 統括国税調査官	ニシノ カズシ 西野 和志	伊勢崎署 資産課税部門 統括国税調査官
法人担当 特別調査官	ナカタ エイイチ 仲田 英一	水戸署 法人課税部門 (再任用)	ヨコヤマ セイジ 横山 政二	土浦署 特別国税調査官 (法人担当)
法人担当 特別調査官	カンバラ ヒロユキ 神原 裕之	水戸署 特別国税調査官 (法人担当)	カミヤマ シゲル 神山 秀	宇都宮署 特別国税調査官 (法人担当)
法人課税 第一統括官	フジタ トモオ 藤田 智雄	退 職	ツボタ ジョウ 坪田 穰	局 調査査察部 調査第三部門 総括主査
法人課税 第二統括官	ツクダ アキオ 佃 昭雄	下館署 法人課税第三部門 統括国税調査官	ヤマナカ ユウコ 山中 有子	宇都宮署 法人課税第七部門 統括国税調査官
法人課税 第三統括官	カナタ ヒロアキ 金田 浩明	熊谷署 法人課税第二部門 統括国税調査官	ツクダ アキオ 佃 昭雄	下館署 法人課税第二部門 統括国税調査官
法人会担当	ミナカワ タカシ 皆川 孝司	竜ヶ崎署 法人課税部門 上席国税調査官	ナカムラ シンイチ 中村 慎一	諏訪署 法人課税第一部門 総括上席国税調査官

局：関東信越国税局の略

青年部会連絡協議会

本年度の総会は、5月19日に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面決議で実施し、各議案とも異議なく可決されました。

また、本年度の当初計画では、7月に理事会を開催し、各事業を開始する予定でしたが、やむなく延期しています。そのため、租税教室を除くす

べての事業は停止しております。本年度の事業実施については、8月28日開催の正副会長会議において協議することといたします。

なお、11月開催予定の「全国青年の集い」については、5月16日付で全法連から「中止」との連絡がありました。

(尚、租税教室の開催計画は右頁の通り)

租税教室の開催計画

本年度の租税教室は、日程を一部変更の上、次の管内5市1町の14小学校で実施することになりました。

<下館地区会青年部会>

- ・10月8日 筑西市立 下館小学校
- ・10月13日 〃 大田小学校
- ・1月21日 〃 河間小学校

<結城地区会青年部会>

- ・7月14日 結城市立 城南小学校
- ・12月2日 〃 結城小学校
- ・1月19日 〃 上山川小学校

<下妻地区会青年部会>

- ・1月20日 下妻市立 騰波ノ江小学校
- ・1月26日 〃 上妻小学校

<常総地区会青年部会>

- ・1月19日 常総市立 菅生小学校
- ・2月16日 〃 豊田小学校

<桜川地区会青年部会>

- ・11月16日 桜川市立 坂戸小学校
- ・12月3日 〃 樺穂小学校

<八千代地区会青年部会>

- ・10月20日 八千代町立 下結城小学校
- ・11月12日 〃 西豊田小学校

女性部会

本年度の通常総会は、5月14日に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面決議で行われ、各議案とも異議なく可決されました。

本年度当初の事業計画では、総会終了後に理事会を開催する予定でしたがこれを延期して、租税教育関係を除くほかの事業も見合わせております。今後については、ウイルス感染拡大の状況を注視しながら、正副部会長会議において協議する予定です。

なお、11月に延期された「全国女性フォーラム愛媛大会」は、6月15日付で全法連から中止する旨の連絡がありました。

絵はがきコンクールの募集開始！

女性部会が主催する、第4回「税に関する絵はがきコンクール」は、今年も実施することにしました。管内5市1町の教育委員会にご協力をいただき、各小学校6年生を対象に募集を開始しました。本年度の応募期限：9月11日（金）

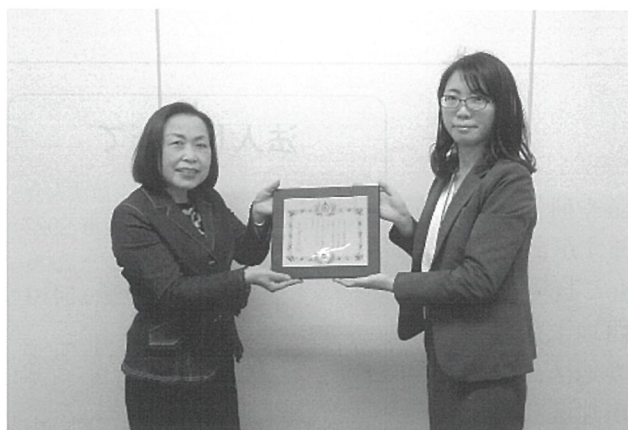
審査会の開催予定：10月中旬

表彰式の開催予定：11月中旬

※表彰式は、ウイルス感染拡大の状況により中止になる場合があります。

日本赤十字社から「金色有功章」を受章

女性部会が社会貢献事業として実施している献血活動における功績に対し、日本赤十字社から



▲飯泉部会長（左）と中村主事（右）

「金色有功章」の受章が決まりました。平成26年11月の「銀色有功章」に続いての受章となりました。

去る3月23日、筑西市役所にて血液センターの中村主事より、飯泉部会長に盾が贈呈されました。



▲女性部会役員と中村主事

税制委員会

本年度の第 1 回目の税制委員会は、4 月 20 日に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面にて行いました。

今回の税制委員会は、令和 2 年度の税制改正を踏まえ、令和 3 年度の税制改正要望事項を取りまとめるものです。アンケート調査の回答も参考に、当法人会としての要望事項を県法連に提出し、県法連から全法連に提出されます。

提言活動は、各政党、省庁、国会議員、知事及び各市町村長等に対し、全国の法人会で行っております。

本年の県法連の要望事項には、新たに「新型コロナウイルスの影響下での税制の在り方」を追加し、非常事態に適合した様々な税制措置の実行を求めました。

今後も、税のオピニオンリーダーとしての役割を税制委員会にて発揮していきます。

「税に関するアンケート調査」の実施

全法連からの当該アンケート調査は、毎年 3 月中旬に役員を対象に実施しています。

本年は、役員 43 名にお願いしたところ、36 名という高い比率でご回答をいただきました。

ご協力をいただきました役員の皆様、ご多忙中にもかかわらず、大変ありがとうございました。

説明会中止のお知らせ

当初より計画しておりました説明会(右表参照)を、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より中止することと致しました。大変申し訳ありませんが、何卒ご理解の程よろしくお願い致します。

※資料ご希望の方は事務局までご連絡ください。

総会開催状況

下館法人会各地区会、青年部会及び女性部会において、令和 2 年度の通常総会が開催されました。

本年度の総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、書面決議とさせていただいた地区会も多く、総会を開催した地区会も最少人数で開催するという事態となりました。

◆総会開催状況

・(一社)下館法人会	6 月 15 日(月)
・青年部会連絡協議会	書面決議
・女性部会	書面決議
・下館地区会	5 月 18 日(月)
・筑西地区会	書面決議
・結城地区会	5 月 25 日(月)
・下妻地区会	書面決議
・常総地区会	書面決議
・桜川地区会	5 月 13 日(水)
・八千代地区会	書面決議
・各地区会青年部会	書面決議
・下館地区会女性部会	書面決議

当法人会ホームページには、本会をはじめ全地区会、青年部会及び女性部会の総会議案書を掲載しております。

是非ご確認ください。

決算期別説明会	8 月 26 日	県西生涯学習センター
〃	8 月 27 日	結城商工会議所
〃	9 月 1 日	ピアスパークしもつま
〃	9 月 2 日	常総市商工会
〃	9 月 3 日	桜川市商工会

新設法人説明会	10 月予定	筑西しもだて合同庁舎
---------	--------	------------

編 集 後 記

新型コロナウイルスにより、開催を予定していた会議や研修会などが軒並み中止となりました。今後の開催も不透明ではありますが、1 日も早く普通に行事が開催できるように願ってやみません。皆様もご自愛ください。

- ・渡辺 利夫(下館地区会)
- ・為貝 満(筑西地区会)
- ・關 仁一(結城地区会)
- ・山本 宗一(下妻地区会)
- ・鈴木 勝久(常総地区会)
- ・添野 俊男(桜川地区会)
- ・伊藤 光一(八千代地区会)

法人しもだて

発行所 一般社団法人 下館法人会
〒308-0041 筑西市乙 922
TEL (0296) 22-2806
FAX (0296) 22-5410

発行人 会長 岩崎 晴男
広報委員長 渡辺 利夫

印刷所 栄進堂印刷(株)